

協議第 28 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 7 月 25 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

一般職の職員の身分の取扱いについて
西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。
職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保障したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。

付属資料 P . 22 ~ 26 参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				細項目	職員数・定員管理	
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名 人事分科会
調整方針	<p>西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。</p> <p>職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。</p> <p>職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。</p>						
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容		
職員数 実数(定数) (平成15年4月1日現在)	1 市長事務部局 312人(317人) (うち消防長事務部局 58(58)) 2 議会事務部局 7(7) 3 教育委員会事務部局 72(77) 4 農業委員会事務部局 5(5) 5 選挙管理委員会事務部局 2(7うち5人兼務) 6 監査委員事務部局 2(2) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務(2兼務) 8 公平委員会事務部局 兼務(2兼務) 9 地方公営企業事務部局 3(3) 計 403(413) 上記には、道前福祉衛生事務組合 派遣職員1名を含む。	1 市長事務部局 203人(210人) (203人のうち派遣職員4人) 2 議会事務部局 4人(5) 3 教育委員会事務部局 63(70) 4 農業委員会事務部局 5(6) 5 選挙管理委員会事務部局 2(8うち6人兼務) 6 監査委員事務部局 2(2) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務(2兼務) 8 公平委員会事務部局 兼務(2兼務) 9 地方公営企業事務部局 9(15) 計 288(310) 上記には、周桑病院企業団1名、 周桑事務組合1名、東予市・丹原町 公共下水道事務組合2名の計4名の 派遣職員を含む。	1 市長事務部局 100人(108人) 2 議会事務部局 2人(4) 3 教育委員会事務部局 28(38) 4 農業委員会事務部局 2(5) 5 選挙管理委員会事務部局 兼務 (3) 6 監査委員事務部局 兼務(2) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務 (1) 8 地方公営企業事務部局 5(6) 計 137(167) 上記には、東予市・丹原町公共下 水道事務組合派遣職員1名を含む。	1 市長事務部局 87人(88人) 2 議会事務部局 2(2) 3 教育委員会事務部局 17(19) 4 農業委員会事務部局 兼務(2) 5 選挙管理委員会事務部局 兼務(8兼務) 6 監査委員事務部局 兼務(2兼務) 7 固定資産評価審査委員会事務部局 兼務(2兼務) 8 地方公営企業事務部局 4(4) 計 110(115)	<p>西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>		

2市2町(一部事務組合含む)条例定数と実職員数

平成15年4月1日現在 単位：人

区 分	条例定数 (総計)	実職員数	参考(定員適正化計画)	
			計画期間	目標人員
西 条 市	413	403	H14～H18年度 の5年間	409
東 予 市	310	288	H14～H16年度 の3年間	290
丹 原 町	167	137	H14～H18年度 の5年間	135
小 松 町	115	110	H12～H16年度 の5年間	113
小 計	1,005	938		
道前福祉 衛生事務組合	110	97		
周桑事務組合	93	92		
東予市・丹原町 公共下水道事務組合	18	11		
公立周桑病院企業団	293	273		
小 計	514	473		
合 計	1,519	1,411		

※ 事務組合等への派遣職員は、派遣元の市・町で計上した。

定年退職予定の状況

単位：人

区 分	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	計
西条市	4	3	6	17	23	22	12	13	20	9	13	142
東予市	3	4	2	4	10	12	10	11	11	6	9	82
丹原町	3	2	3	7	2	4	3	2	3	5	2	36
小松町	1	1	2	1	2	1	7	5	3	4	7	34
道前福祉衛生事務組合	2	2	3	3	3	7	8	4	5	9	4	50
周桑事務組合	0	0	3	4	6	5	7	2	1	5	6	39
東予市・丹原町公共下水道事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立周桑病院企業団	3	0	4	5	11	5	6	10	6	6	12	68
合 計	16	12	23	41	57	56	53	47	49	44	53	451

新市及び他市の状況

平成15年4月1日現在

市 名	人 口(人)	職員数(人)	面積(km ²)
新 市	116,786	1,411 (うち病院273)	509.78
新居浜市	127,926	964	234.30
今 治 市	117,455	749	74.84

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				細項目	職名、職階、給料															
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名 人事分科会														
調整方針																					
級別標準職務等	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容																
行政職給料表(一) (派遣職員を含む。)	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	吏員以外の職員で町長が規則で定める職務	定型的な業務を行う職務	<p>職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。</p> <p>職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。</p> <p>職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保障したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。</p> <p>参考資料 ラスパイレス指数 平成14年4月1日現在</p> <table border="1"> <tr><td>西条市</td><td>99.6</td></tr> <tr><td>東予市</td><td>97.4</td></tr> <tr><td>丹原町</td><td>92.7</td></tr> <tr><td>小松町</td><td>94.9</td></tr> <tr><td>新市(試算)</td><td>97.4</td></tr> <tr><td>新居浜市</td><td>103.0</td></tr> <tr><td>今治市</td><td>100.9</td></tr> </table> <p>ラスパイレス指数とは 地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの</p>			西条市	99.6	東予市	97.4	丹原町	92.7	小松町	94.9	新市(試算)	97.4	新居浜市	103.0	今治市	100.9
西条市	99.6																				
東予市	97.4																				
丹原町	92.7																				
小松町	94.9																				
新市(試算)	97.4																				
新居浜市	103.0																				
今治市	100.9																				
1級	主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 3人	主事、技師、保育士、保健師、看護師、公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司書、学芸員 2人	主事補、技師補、看護師、保育士、育成士 10人	主事(補)、保健師(補)(助)教諭、保育士(補) 2人																	
2級	おおむね定型的な業務を行う職務 主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 21人	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主事、技師、保育士、保健師、看護師、公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司書、学芸員 34人	吏員又は町長が規則で定める職務 主事、技師、保健師、看護師、保育士、書記、育成士 13人	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主事、保健師、教諭、保育士 21人																	
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主事、技師、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 43人	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主任、公民館主事 46人	吏員又は町長が規則で定める職務 主査、保健師、看護師、保育士、書記、育成士 28人	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主査 11人																	
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主任、保育士、保健師、理学療法士、教諭、寮母 53人	係長又はこれに相当する職務 係長、隣保館主事、主任保育士、主任、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、主任教諭 48人	係長又は町長が規則で定める職務 係長、主任、主任保育士、主任保健師、出張所長、連絡所長 15人	係長その他の職務で町長が規則で定める職務 係長、主任 19人																	
5級	主査、係長又はこれに相当する職務 主査、係長、主任保育士、主任保健師、主任教諭、次長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が5級相当の職として承認指定した場合の職 69人	係長又はこれに相当する職務で市長が特に認めたもの 係長、隣保館主事、主任保育士、主査、主任教諭、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事 36人	専門員又はこれに相当する職務で町長が規則で定める職務 専門員その他の職にある者で町長が認めた者 22人	専門員その他の職務で町長が規則で定める職務 専門員 14人																	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				細項目	職名、職階、給料	
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名 人事分科会
調整方針							
級別標準職務等	西条市	東予市	丹原町	小松町			
行政職給料表(一)	専門員又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務で町長が規則で定める職務	課長補佐その他の職務で町長が規則で定める職務			
6級	専門員 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が6級相当の職として承認指定した場合の職 91人	課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所長、副館長、保育所長、副主幹、主席係長、主任保育士、次長補佐、専門員、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、幼稚園教頭、主任教諭 39人	課長補佐、保育所長、文化会館副館長、海洋センター所長、専門員その他の職にある者で町長が認めたもの 16人	課長補佐、室長補佐、次長、所長、園長、場長、館長、専門員等の職にある者で町長が認めた者 17人			
7級	課長補佐又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務で市長が得に認めたもの	課長又は町長が規則で定める職務(7級又は6級)	課長又は町長が規則で定める職務			
	課長(所長、室長、局長)補佐、次席、幼稚園長補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が7級相当の職として承認指定した場合の職 27人	課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所長、副館長、保育所長、副主幹、次長補佐、公民館主事、体育館主事、郷土館主事、図書館主事、幼稚園教頭 21人	学校給食センター所長、出納室長、局長、書記長、課長、教育次長、主幹、文化会館館長 13人	課長、室長、局長、課長補佐等の職にある者で町長が認めた者 6人			
8級	課長、次長又はこれに相当する職務	課長又はこれに相当する職務	重要な業務を所掌する課長で町長が規則で定める業務	総括課長又はこれに準ずる重要な事務を所掌する課長等の職務で町長が規則で定める職務			
	主幹、課長、所長、室長、次長、署長、消防次長、事務局長、館長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が8級相当の職として承認指定した場合の職 42人	課長、室長、所長、支所長、センター長、場長、館長、主幹、次長、書記長、局長 29人	課長等の職にある者で町長が認めたもの 4人	課長等の職にある者で町長が認めた者 4人			
9級	部長又はこれに相当する職務	部長又はこれに相当する職務	-				
	部長、技監、消防長、事務局長 補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が9級相当の職として承認指定した場合の職 9人	部長、技術監、参事、局長、センター長 8人					
技能労務職	1級制(国の行政職給料表(二)の1~5級の合成表) 学校庁務職 13人 1級相当 7人 学校給食調理職 28人 2級相当 - 老人ホーム調理職 2人 3級相当 5人 計 43人 4級相当 12人 5級相当 19人	国の行政職給料表(二)の5級制 保育所給食調理員 5人 1級 - 学校給食調理員 20人 2級 14人 計 25人 3級 5人 4級 6人 5級 -	国の行政職給料表(二)の3級制 海洋センター・文化会館技能員 6人 1級 9人 文化会館用務員 2人 2級 5人 保育所調理員 2人 3級 2人 学校給食調理員 4人 学校給食運転手 2人 計 16人	国の行政職給料表(二)の3級制 用務員 1人 1級 7人 保育所調理員 6人 2級 6人 学校給食調理員 6人 3級 - 計 13人			

(注) 西条市の教育公務員2人は、県の中学校・小学校教育職員給料表を基準としているので、上記の級別職員数には計上していない。

一般職の職員の身分の取扱いについて

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法的には失職してしまふこととなります。

このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないとされています。

そのため、職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併関係市町村の職員となるものではなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として、任命行為を行う必要があり、新設合併における合併関係市町村の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

また、同条第2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされています。

(愛媛県市町村ハンドブックより)

関係する主な法令

地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 略

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 略

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律に定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休暇を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 略

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併市町村の一般職の職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

2 合併関係市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先例地の調整事例

[東宇和・三瓶合併協議会]

明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(具体的内容調整)

1 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。

4 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、合併後5年を目途に給料の格差是正を行う。

[南宇和合併協議会]

現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な内容調整

1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。

4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

[宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会]

宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

具体的な内容調整

1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。

4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。

[宇摩合併協議会](協議会で審議中)

・ 職員数・定員管理

4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

・ 職務分類・給料

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

給料表については、合併当初は国の給料表9級を適用し、その後の機構・組織の再編の段階において、新たに、給料表の適用について検討する。